

大正九年勅令第五十二號(承諾ヲ求ムル件)特別委員會議事速記録第一號

委員氏名

委員長 伯爵柳原 義光君
副委員長 大村 彦太郎君
子爵榎本 武憲君
男爵小早川 四郎君
男爵横山 隆俊君
男爵東郷 安君
男爵東郷 靖一君
小池 辰二郎君
橋本 源兵衛君
秋山 源兵衛君

大正九年七月十七日(土曜日)午前十時二十一分開會

○委員長(伯爵柳原義光君) 一應政府委員ノ御説明ヲ求メマス

○政府委員(鶴見左吉雄君) 本案ハ本議會ニ於キマシテ農商務大臣ヨリ大體ノコトヲ申述ヘテ置キマシタノデス、丁度昨年ノ十月、十一月頃ハ御承知ノ通り非常ニ物價ノ騰貴ヲ致シマシテ、殊ニ此國民ノ必要品デアリマス所ノ食糧品並ニ衣服用品ガ非常ニ價格ノ騰貴ヲ致シマシタノデ、國民ノ生活ニ非常ニ不安ヲ與ヘマシタ爲ニ、米麥等ノ例ニ倣ヒマシテ昨年ノ十一月二十七日ニ緊急勅令ヲ出マシテ、大豆、生牛肉、鳥卵、綿絲及綿布ノ五品ニ對シテ關稅ノ減免ヲ出來ルヤウニ致シマシタノデゴザイマス、而シテ昨年ノ議會即チ四十二議會ニ憲法ノ條章ニ基キマシテ議會ノ承諾ヲ求メマシタノデアリマスガ、衆議院ニ於テハ通過ヲ致シマシテ承諾ヲ得タノデアリマス、議會解散ノ爲ニ貴族院ノ承諾ヲ得ル場合ニ立至リマセヌデ、施設ハ將來ニ向テ其效力ヲ失フコトヲ發布スルノ要ヲ來タシマシテ、本年ノ三月二十四日ニ、此緊急勅令ハ將來ニ於テ效力ガ無イト云フコトヲ發布ヲ致シマシタ、ソレト同時ニ更ニ同ジク勅令ヲ：緊急勅令ヲ發布シマシテ、同一ノ物品ニ對シテ關稅ノ減免ヲ致シタノデアリマス、是ハ尙ホ當時ノ事情下ウシテモ是等ノ五品ガ依然トシテ騰貴ヲ致シテ居ルノデアリマスルカラ、モウ少シ生活ノ安定ヲ來サレマデ、此效力ヲ維持セシムル必要ガアルト云フコトヲ信ジタ爲デアリマス、隨テ其勅令ニ基キマシテ、政府ハ期間ヲ指定イタスコトニ致シマシテ、本年ノ十一月三十一日マデ效力ノアルコトニ、更ニ他ノ勅令ヲ出シマシテ指定イタシタ譯デアリマス、ソレデ今回ノ議會ニ其承諾ヲ求メルコトニナッタノデアリマス、即チ勅

令第五十二號ニ對シテ議會ノ承認ヲ求メルト云フコトニナッタ次第デアリマス

○男爵小早川四郎君 チョット政府委員ニ御尋ネイタシマス、唯今御説明ノ中ニ何カ勅令ノ有効期間ヲ十一月何日マデトカ云フヤウニ伺ヒマシタガ、私ノ聽キ間違カモ知レマセヌガ、其期間ヲ限定スルノハドウ云フコトニ基イテ居リマスカ

○政府委員(鶴見左吉雄君) 此今議院ノ承諾ヲ求メテ居リマス所ノ、即チ緊急勅令ハ斯ウ云フ條文ニナッテ居ルノデアリマス、政府ハ當分ノ內勅令ヲ以テ期間ヲ指定シハ免除スルコトヲ得、斯ウ云フコトガ緊急勅令ノ成文ニナッテ居ルノデアリマス、此緊急勅令ニ基キマシテ、更ニ勅令五十三號ヲ以チマシテ、其期間ヲ政府ガ指定ヲ致シマシタ、其期間ハ即チ大正九年ノ十一月三十一日マデ減免スルゾト云フ勅令ヲ出サレタ譯ナノデアリマス

○男爵小早川四郎君 今一遍伺ヒマスガ、サウスルト政府デハ詰リ、緊急勅令ナルモノハ十一月末日以後ニ及ンデマデ有效ニ働カセル必要ヲ御認メナルノデスカ、私共ノ考デハ、マダナカナカ物價ハ騰貴シテ、今年經テ位デハ元ノヤウニ下ガルマイト思フノデスカ...

○政府委員(鶴見左吉雄君) 今申上デマシタ通り、先ヅ今年ノ十一月三十一日マデ此期間ヲ指定イタシマシタノデアリマスガ、其前後ニ至リマシテ：其前ニ至リマシテデス、若シモ物價ガ依然トシテ騰貴ヲ續ケテ居リマシテ、尙ホ國民ノ生活ニ不安ヲ與ヘルト云フコトヲ政府ガ認メマスレバ、更ニ其期間ヲ延長イタシマシテ、當分繼續サセル見込デアリマス、而シテ其物價ノ高低如何ニ云フコトハ、事實ノ問題デアリマスカラ、其以上繼續スルコト云フコトハ、其當時ニ至リマシテ、一般物價ノ狀況經濟狀況ニ顧ミマシテ、十分慎重ニ考查ヲ致シマシタ以上ニ必要ガ有レバ、更ニ其十一月三十一日以後ニ其效力ヲ存續セシムル勅令ヲ出ス積リデアリマス、併ナガラ萬一調ベテ見マシテ、或ル種類ノ物品ノ如キハ大分下落ヲ致シタ爲ニ、其效力ヲ存續セシムル必要ハ無イト云フコトヲ認メマスレバ、或ハ此期間ヲ是デ切ルカモ知レマセヌガ、要スルニ是ハ調査ヲ致シタ上ニ決定イタシマス

○男爵小早川四郎君 モウ一遍念ヲ押シマスガ、サウスルト十一月ノ末ニ方シテ必要ガ有レバ期間ヲ延バス、延バス勅令ハ唯普通ノ勅令デ政府ノ方デイツデモ御勝手ニ出來ルノデスネ

○政府委員(鶴見左吉雄君) 左様デゴザイマス

○委員長(伯爵柳原義光君) 茲ニ鳥卵トアリマスガ、鳥卵以外ノ何トカ、鶴ノ卵トカ何トカ云フモノガアルノデスカ

○政府委員(鶴見左吉雄君) 鳥卵ト書イテアリマスケレドモ、事實ニ於キマシテハ鶴卵デゴザイマス

○男爵小早川四郎君 唯今此勅令ノ有効期間ノコトヲ御尋ネイタシマシタガ、先程御説明イタサレタ勅令五十三號ト云フモノニ期間ガ決メテアルノデスネ、イツマデ有效ニスルト云フコトヲ：斯ウ云フ何デスカ、是ハ大體ノコトヲ伺フノデスカ、緊急勅令ヤ何カノ有効期間ヲ決メル勅令ト云フモノハ緊急勅令デナク、詰リ議會ノ協賛ヲ得ル必要ハ無イデスカ、普通ノ法律ニ依ルト詰リ或法律ヲ有效ニスル施行期間ハ勅令ニ依ルト云フコトガアリマスガ、全體ノ期間ヲ勅令デ定メルト云フコトガ度々アルノデアリマスカ

○政府委員(鶴見左吉雄君) 今此議會ノ承諾ヲ求メテ居リマス緊急勅令等ニ：期間ヲ指定スルコトハ、勅令ニ委任シテ居ル、即チ今申述ヘマシタ通り、「政府ハ當分ノ內勅令ヲ以テ期間ヲ指定シ」ト云フコトハ、豫メ法律ニ代ル命令ニ依リマシテ、勅令ニ之ヲ委任ヲ致シテ居ルノデアリマス、隨テ其緊急勅令ニ基キマシテ、期間ヲ政府ガ指定ヲ致シテ居ル、斯ウ云フ順序ニナッテ居リマス

○男爵小早川四郎君 サウ云フ例ガ他ニモアルノデアリマスカ

○政府委員(鶴見左吉雄君) 例ハ相當ニゴザイマス、一番近イ例ヲ申シマス、先キニモチョット申述ヘマシタ通り、米、麥等ノ輸入稅ノ減免モ矢張り其例ニ依ッテヤッテ居リマス

○政府委員(神鞭常孝君) 尙ホ唯今ノ小早川サンノ御尋ニ對シマシテ、一言附加ヘテ置キマス、唯今ノ御話ノ勅令ニ期間ノコトヲ讓テ實例ハ、關稅定率法ニアリマス、米麥ノ輸入稅ノ如キハ、凶作ノ場合ニハ、勅令ヲ以テ指定シテ、或期間マデ稅率ヲ減額シテ宜シイト云フ規定ガアリマス、此勅令デゴザイマスガ、此緊急勅令ヲ出シマス場合ニハ、法律ニハ何等規定ガアリマセヌケレドモ、サウ云フ法律ト同ジヤウナ效果ヲ齎ラセル必要ガアッタノデ緊急勅令デ出シマス、併ナガラ此緊急勅令ヲ出シマスニハ、此緊急勅令ニ何年マデト書キ加ヘテモ宜イノデアリマスガ、時勢ノ變化ニ依ッ

テ一旦定メシタノヲ延バス必要ガアルカモ知レヌシ、短ク
スルカモ知レマセヌガ、此期間ノ指定ハ此緊急勅令ニ依ッテ
他ニ讓ツト云フコトニナリマス、左様御承知ヲ願ヒマス
○委員長(伯爵柳原義光君) 他ニ御質問ハ御座イマセ
ヌカ

○男爵小早川四郎君 私ハアリマセヌ

○大村彦太郎君 此五種類ノ輸入品ハ主ニ支那、印度
方面カラ來ルノガ多イノデアリマス、ドノ方面デスカ

○政府委員(神鞭常孝君) 大體ニ於キマシテ大豆ハ滿
洲方面カラ來マス、ソレカラ牛肉ハ矢張り支那方面、廣東
ノ方面カラ來マス、鳥卵モ上海、支那方面デアリマス、綿織
糸ト錦織物ハ、是ハドナラカト申シマスレバ、日本ガ輸出
デアリマスガ、特ニ高クナリマシタノデ、斯ウ云フ風ニシマシタ
ガ、從來這入ッテ居リマス物ハ英國ノ物ガ多イノデアリマス
○大村彦太郎君 餘リ印度ノ方面カラハ參リマセヌカ

○政府委員(神鞭常孝君) 印度カラ參リマスノハ、綿織
糸ノヤウナ物デアリマス、併ナガラ印度ノ綿織糸ハ太番手ノ
モノデ、支那方面ヘ輸出スル日本糸、又支那ニ出來マスル
太糸等ノ競争ニナリマス、日本ニ參リマスノハ、太糸デナク
テ、日本デ出來兼ネマスヤウナ細糸デアリマス、結局英國ノ
モノガ餘計參ルト云フ次第ニナッテ居リマス

○委員長(伯爵柳原義光君) 此五種ノ物ノ輸入税ヲ輕
減シタモノト、免稅シタモノト、ドナラガ多イノデアリマス、
事實ノ御取扱ノ上デ...

○政府委員(神鞭常孝君) 事實ニ於キマシテハ、悉ク免
稅シテ居リマス、是ハ輕減ト申シマスノハ、必要ニ應ジテ、
或ハ斯ウ云フ事モ爲シ得ルト云フガデアリマス、事實ハ悉
ク免稅デアリマス、ソレカラ今ノ輸入國別デアリマスガ、是ハ
差上ゲテ置キマシタ物ノ裏ノ方ニ付イテ居リマス

○委員長(伯爵柳原義光君) モウ御質問ハゴザイマセヌ
カ...ソレデハ御意見ノアル御方ハ...

○子爵榎本武憲君 此勅令ニ掲ゲデアリマス大豆以下、
生活必需品ノ價格ハ、現今ノ所未ダ低落ハ致シマセヌノデ
輸入税ヲ減免シテ、自給關係ヲ圓滑ナラシメルト云フコ
トハ適切ノモノト思ヒマスカラ、私ハ承諾ヲ與ヘルコトニシ
タイト思ヒマス

〔賛成〕ト呼フ者アリ

○委員長(伯爵柳原義光君) ソレデハ採決ノ結果、滿場
一致デ承諾ヲ與ヘルコトニ決シマス、是デ委員會ハ了リマシ
タ、散會イタシマ

午前十時三十七分散會

出席者左ノ如シ

政府委員

- | | | |
|----------|-------|------|
| 委員長 | 伯爵柳原 | 義光君 |
| 副委員長 | 大村 | 彦太郎君 |
| 委員 | 子爵榎本 | 武憲君 |
| | 男爵小早川 | 四郎君 |
| | 小池 | 靖一君 |
| | 秋山 | 源兵衛君 |
| 大藏書記官 | 神鞭 | 常孝君 |
| 農商務次官 | 田中 | 隆三君 |
| 農商務省商務局長 | 鶴見 | 左吉雄君 |